

就学前から高等学校卒業後まで切れ目なく支援をつなぎ、
子どもの自立と社会参加をめざす

～「個別の教育支援計画」の作成と活用～

生活しづらさを感じているお子さん、発達障がいを含む障がいのあるお子さんが、必要な支援を受けながら地域社会の一員として自立し社会参加していくことができるよう、各学校が「個別の教育支援計画」を作成・活用し、支援します。

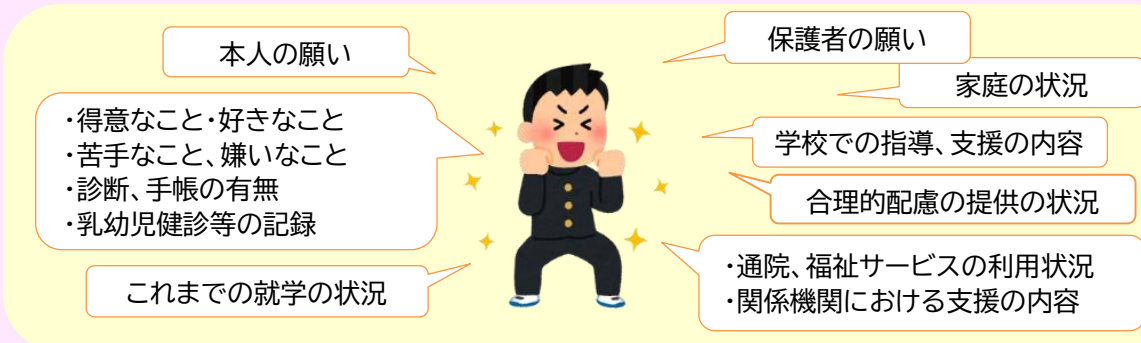


「個別の教育支援計画」とは

○お子さんの就学前から高等学校卒業後までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うことを目的として、作成・活用する計画です。

(お子さんの成長に合わせ「縦」につなぎます。)

○次のような事柄を、お子さん本人と保護者も含めた関係者で情報を共有します。

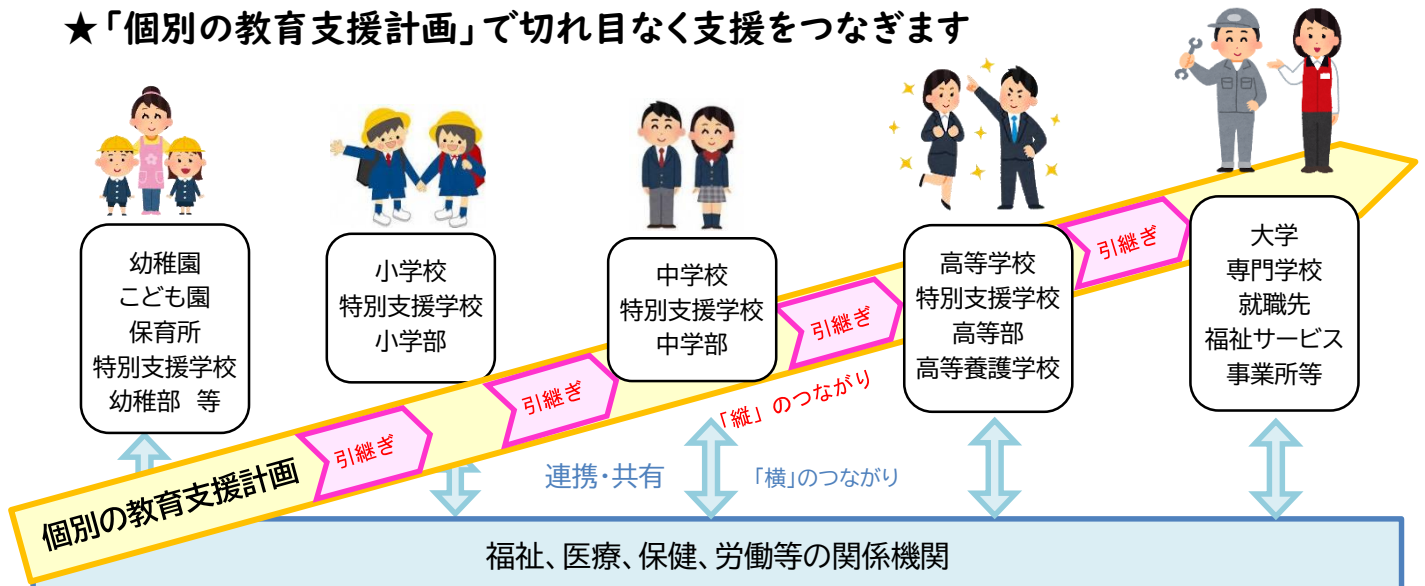


○お子さんや保護者の意向を踏まえ、福祉、医療、労働等の関係機関と、支援に必要な情報の共有を図り、作成・活用します。

(お子さんに必要な支援ができるよう「横」のつながりをつくります。)



★「個別の教育支援計画」で切れ目なく支援をつなぎます



作成するメリットは？

- 学校が中心となって、お子さんや保護者の願いを踏まえつつ、お子さんの将来を見据えた長期的な視点に立ち、**目標を明確にして支援**します。
- 定期的に見直しを行い、力を発揮するための『**効果的な支援方法**（うまくいっているところ、「こうすればうまくできる」という方法など）』を蓄積します。
- 関係者と必要な情報を共有し、それぞれの役割を明確に、**チームで支援**します。
- 学びの場が変わるときは「*合理的配慮」を含む支援・情報を進学先などに**丁寧に引き継ぐ**ことで、**継続的な支援**ができます。

*「合理的配慮」は・・・障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。（中略）別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが大切です。
（内閣府「合理的配慮」リーフレットより）

【個別の教育支援計画の例】 山形県立高等学校の例（教育庁特別支援教育課 HP よりダウンロード可） ※市町村や学校ごとに様式が作成されています。

個別の教育支援計画(高校)										
★プロフィール★					(学校名 ●●高校)					
ふりがな	やまがた	たろう	性別	年	組	生年月日				
氏名	山形	太郎	男	1	2	平				
住所	山形市松波2丁目8番1号					連				
ふりがな	やまがた	じろう	父母	緊急連						
保護者氏名	山形	次郎	同居家族	(保)						
★支援の方向性★										
本人:保護者の願(進路希望)										
<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターの専門学校に進みたい。 ・部活動を3年生まで続けたい。 										
保護者										
<ul style="list-style-type: none"> ・クラスメイトや部活動の部員と、良好なコミュニケーションをとって欲しい。 ・目標である専門学校への進学をして欲しい。 										
現在の生徒の様子					家庭の様子					
学校の様子 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の物事に関して、集中力を発揮し、最後までやり遂げる。 ・パソコン操作が得意である。 ・自分の興味がある分野は積極的に発言する。 ・周囲を気にせず話し続けたり、思ったことを話し、友人とトラブルになることがある。 ・一人にしていることが多く見られる。 					<ul style="list-style-type: none"> ・興味のあることに熱中すると(ネットゲーム)、時間を忘れてやり続ける。 ・自分の思い通りにいかないことがあると、いろいろな 					
支援の目標(長期)										
<ul style="list-style-type: none"> ・自分なりのクールダウンの方法に気づき、いろいろな ・相手の心情を考えて、言葉を選び話そうとするこ 										
学校の支援(合理的配慮)					家庭の支援					
<ul style="list-style-type: none"> ・他者と協力して物事を行う場面や、他者を困惑させる行動をとりそうな場面を想定し、望ましい行動を教える。 ・自分の気持ちのコントロールが難しいときのために、クールダウン用の別室を用意しておく。 					<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやネットゲームは、1日90分という時間を 					
作	令和	元	年	5	月					
学校長名	出羽 三郎									
作成者(職・氏名)	担任 山形 花子									
() 記内容に同意します。 () 記内容に同意し、関係機関への引継ぎも同意します。										
本人氏名	山形 太郎					印				
保護者氏名	山形 次郎					印				
★検査結果★										
ドクター		診断名、病名、配慮、服薬、手帳の有無				診断書の有無				
村山D r	1ヶ月ごとに通院 ADHD コンサータ服用 療育手帳B (H30.9~)				○					
藤上D r	ASDの疑い									
検査結果等 FSIQ=●●●、VC=●●、PRI=●●●、WM●●										
★関係機関の担当者・連絡先・支援内容★										
医療・福祉 (医療機関、児童相談所 相談支援事業所等)	教育 (県教育センター、教育相談所、等)	就労 (就労・生活支援センター、 若者サポートステーション等)	地域、余暇、その他 (NPO法人、フリースペース、サークル等)							
①関係機関の名称	①関係機関の名称	①関係機関の名称	①関係機関の名称							
上記記載済 (担当者名)	県教育センター (担当者名)	ハローワーク山形 (担当者名)	(担当者名)							
(連絡先)	教育相談課・天童課長 (連絡先)	藤上さん (連絡先)	(連絡先)							
	023-△-□ (支援内容)	023-△-□ (支援内容)	(支援内容)							
の活用 務	電話による相談 ①関係機関の名称	がい着雇用の仕組み説明 ①関係機関の名称	①関係機関の名称							
(支援内容)										
★中学校までの支援の経										
週2回、通										
夜遅くまで起										
月山 小 (■ 通級 4年生~6年生(LD,ADHD) □ 特別支援学級 年生~ 年生 ())										
中学校 月山 中 (■ 通級 1年生~2年生(LD,ADHD) □ 特別支援学級 年生~ 年生 ())										
★進学先・就職先等への引継ぎ★										
(学習面)										
(行動面)										
(生活面)										
★打合せ・連絡等の記録★										
月日	参加者	協議内容・引き継ぎ事項等								
4月28日	本人・母 担任・年次主任	中学校の支援内容の確認、本人、保護者の願いの確認								

願い: 現在又は将来の生活又は学習に関する希望について、本人や保護者の願いを聴き取り、相談しながら記入します。

様子: 得意なことや好きなことを把握するのは、支援の内容を検討する際の手掛かりとなります。

目標: 支援の目標を長期的な視点から設定します(1~3年程度)。




関係機関: 一貫した支援を行うため、支援の目標に対し、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関等の役割を明確にします。

合理的配慮: 個々の教育的ニーズを踏まえたものとなるよう、支援の方向性に対する共通理解を図りながら決定していきます。

個人情報保護について

- 「個別の教育支援計画」の作成・活用に係る個人情報の取扱いは、法令に照らし慎重に行います。
- 学校における管理や関係機関との連携についても、適切に慎重に行います。

「個別の教育支援計画」は 誰が作って、どう活用するの？

時期 (めやす)	就学・進学先の学校は・・・	こんなメリットがある
作成 入学後 ～1学期	<p>本人・保護者の同意を得て、一緒に作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前籍校からの引継ぎ内容を踏まえて、校内委員会で支援内容を検討します。 ○本人、保護者と相談して一緒に「個別の教育支援計画」を作成し、確認します。 ○「<u>個別の教育支援計画</u>」をもとに、「<u>*個別の指導計画</u>」を作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、児童生徒の苦手さや困難に配慮した学校生活を準備できる。 ○切れ目ない支援を受けることで、環境が変わっても安心して生活できる。 ○適切な指導を続けられたので、授業がわかる。 
活用 評価 定期 学期末	<p>効果的な支援の蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お子さんの教育的ニーズの変化を、的確に把握します。 ○継続的な教育相談を実施します。 ○「<u>*個別の指導計画</u>」に、学期ごと達成可能な目標をたてて、きめ細やかに指導します。 ○放課後等デイサービスや家庭等と共有した支援をすることができます。 	<p>例えば・・・支援の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ★文字を書くことが苦手な場合 タブレットを活用して文字を入力することに挑戦 ★イライラしてしまいがちな場合 学習が始まる前に静かな部屋で本を読む時間を設定 ★集中する時間が短い場合 一つの活動を、集中できる内容や時間に区切り、達成感を感じられるように学習 ★曖昧な情報や指示が分かりにくい場合 具体的な内容や優先順位を示す
評価 引継ぎ 年度末	<p>評価と引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標に対して、どこまで達成できたのか、今後の課題は何かを評価します。 ○本人、保護者の同意を得て、進級・進学先、就労先へ引継ぎます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な目標をたて、本人も意識して取り組むことができる。 ○褒められる場面が増える。 ○丁寧に引き継がれることで、継続した支援が可能になる。 

*「個別の指導計画」とは・・・

お子さんの実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたもの

いつ、どんな内容を引き継ぐ？

○お子さんが力を発揮するための『効果的な支援方法(うまくいっているところ、「こうすればうまくできる」という方法など)』や合理的配慮を引き継ぎます。

例:前ページの「支援の具体例」参照 できないことだけを引継ぐではありません。

※中学校から高等学校への引継ぎが、入学者選抜に不利になることはありません。

○引継ぐ内容については、本人や保護者の同意を得て行います。

○保護者から進学する学校へ「個別の教育支援計画」をもとに相談することで、適切な支援を受けることができます。

幼保こども園 → 小学校等へ

◇市町村教育委員会は、「個別の教育支援計画」の支援の方向性に対して助言します。

幼保こども園は、3月に、就学先の小学校等に引継ぎます。

小学校 → 中学校等へ

◇小学校は、進学先の中学校等へ3月に引継ぎます。
その他、学校間での連絡会や授業参観等を行い、情報交換をしています。

中学校 → 高等学校等へ

◇山形県内の高等学校では、地区または学校ごとに引継ぎ会や連絡会等を行い、支援を引継いでいます。

◆いつ？

- 合格発表後～入学式まで
- その後必要な時 等

◆どんな場面？

- 地区や市内の中高連絡会 等
- 入学後の授業参観や情報交換会

◆誰が？

【中学校】

担任団、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター等

【高等学校】

担任団、養護教諭、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター等



学校間で、連絡会や授業参観を通して、児童生徒の健康面や成長等について情報交換し、効果的な支援について共有します。

それぞれのライフステージにおいて、適切な支援を受けるため、「個別の教育支援計画」等の活用を通して、情報を引継ぐことが大切です。

引継ぎ(例)

高等学校 → 進学先・就労先へ

